

件名	愛媛県環境影響評価条例の一部を改正する条例	
主管課	環境政策課	
根拠法令等	環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年4月27日公布、平成25年4月1日完全施行）	
<p>【改正の概要】</p> <p>事業者が環境影響評価方法書等をインターネットの利用等の方法により公表するとともに、環境影響評価方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととする等のための改正。</p> <p>1 環境影響評価（条例アセス）に係る手続の追加 ……</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書手続 説明会の開催、要約書の作成を義務付け ・方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書 インターネット等の利用による公表を義務付け <p>2 環境影響評価法の一部改正に伴う改正 ……</p> <p>法アセスの配慮書手続において、知事の意見を求められた場合の手続を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取（必要な場合） } 事業実施想定区域を管轄する市町長 又は 愛媛県環境影響評価審査会 ・（聴取した意見を踏まえ）事業者に対し書面により意見を述べる。 		
施行日	平成24年12月1日	平成25年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 改正の背景</p> <p>環境影響評価法が改正され、平成25年4月から完全施行されるため、法対象事業以外の事業について環境影響評価手続を義務づけている愛媛県環境影響評価条例について、必要な改正を行うもの</p> <p>2 対象事業</p> <p>法対象：一定規模以上の道路、河川、鉄道等の13事業種</p> <p>条例対象：法対象事業よりも小規模な道路、河川、鉄道等11事業種 一定規模以上のレクリエーション事業、工場・事業場等6事業種 (計17事業種)</p>		